

(仮称) 中野区個人情報の保護に関する法律施行条例案に盛り込むべき主な事項

1 個人情報の管理方法

(1) 現行条例

実施機関は、事務を行うため個人情報を収集する場合は、事務の名称、個人情報の収集目的、個人情報の内容及び個人情報の収集対象者等を記載した個人情報収集事務登録票を作成し、同登録簿として一括管理している。

(2) 改正法の内容

個人情報保護法の規定では、1,000人以上の「個人情報ファイル」を扱う場合、「個人情報ファイル簿」の作成及び公表を義務づけている。同ファイル簿には、個々の個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録範囲及び記録情報の収集方法等を記載することとしている。

● 新条例の考え方

区においては、国が必須とする上記(2)の作成に加え、区が収集する対象人数1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。

2 (仮称) 中野区個人情報保護審議会の設置等

(1) 現行条例

区が施策等を実施するため新たに個人情報を収集する場合等で、原則禁じられている目的外利用、外部提供、電子計算組織への記録及び結合等を行う場合、区長から個別事項ごとに諮問を受け、個人情報審議会で適当か否か審議し答申する（諮問事項）。これらの内容の変更や緊急措置を行った等の場合は区が事後的に同審議会に報告している。

(2) 改正法のもとの国の見解

各自治体が設置する審議会が、個別案件について、審議すること及び報告を受けること等は許容されない。

● 新条例の考え方

ア 設置

区長の附属機関として「(仮称) 中野区個人情報保護審議会」を設置する。

【理由】

- 改正法施行後も、各自治体が専門家等の意見を聴いて決定すべき事項（番号法の規定による第三者点検）が残されていること。
- 区の個人情報の取扱い（個別事項とならない報告事項）に関し、区民等と情報共有する場合は、今後も必要であること。

イ 委員構成等

区民委員：5名以内、学識経験者：3名以内、任期：2年とする。

【理由】

- ・〈構成〉 これまでどおり区民参加と学術的専門性を維持するため。
- ・〈人数〉 改正法施行により、審議会の役割は縮小することが明白なため。

ウ 主な所掌事項

- ・番号法に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検
 - ・その他区における個人情報の取扱いに関する諮問事項の調査審議
(国の許容範囲の事項)
 - ・区における個人情報保護制度の運営状況についての報告を受けること（同）
- ※ 現行条例第7条に規定する審議会の所掌事項中、中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例に関する審議等は、新条例に規定しないものとする（同条例の廃止を区民部において検討中）。

3 開示請求に係る不開示情報の調整

現行、区で開示している内容は、新条例においても開示する（国の許容する範囲内）。

4 訂正及び利用停止請求の対象となる個人情報

国は、あらかじめ開示請求によって開示された自己情報に限り、訂正及び利用停止請求の対象としている。

区では、自己情報開示請求を経なくても、訂正及び利用停止の請求を可能とする（現行条例のとおり）。

5 開示、訂正及び利用停止請求に対する決定期限の短縮等

(1) 現行条例

区が保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する区の決定は、請求日翌日から15日以内に行う。

ただし、大量請求や判断が困難な場合には、通知の上、決定期限をさらに45日延長し、合計で最大60日以内に決定することができる。（15日+45日=60日）

(2) 国の規定する標準期限

区が保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する決定は、請求日翌日から30日以内に行う。

ただし、大量請求や判断が困難な場合には、決定期限をさらに30日延長することができる。（30日+30日=60日）

※ 決定期限及び延長期間について、標準期限から短縮することは可能であるが、延伸はできない。

● 新条例の考え方

15日以内に決定する（現行条例のとおり）。

なお、期間延長の場合は改正法の規定どおり30日の延長とし、最大45日以内の決定とする。
(15日+30日=45日)

6 開示請求に係る手数料等

事務手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は、請求者負担とする（現行条例のとおり）。

7 区における運営状況の報告及び公表

これまで現行条例の運営状況について、毎年区議会へ報告するとともに公表している。
新条例においても、国の許容する範囲内において、区における個人情報保護制度の運営状況を区議会へ報告し、公表する。